

(目的)

第1条 この細則は、ハラスメント防止等に関する規程（以下「規程」という。）第11条第1項に規定する、ハラスメント対策委員会（以下「対策委員会」という。）に関して必要な事項を定める。

(構成)

第2条 対策委員会の委員は、次の者となる。

- (1) 各学部が推薦する専任教員4名
- (2) 事務局長が推薦する職員3名
- (3) 獨協大学教職員組合が推薦する者1名
- (4) 外部有識者1名以上

2 前項の委員は男女により構成するものとし、学長が任命する。

3 委員長は、委員の互選による。

4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(委員の除斥等)

第3条 次の場合には、当該委員は審議に加わることができない。

- (1) 委員が当該審議において相談者、申立者又は被申立者に該当する者であるとき。
- (2) 委員が当該審議において相談者、申立者又は被申立者に該当する者の親族であるとき。
- (3) 第1号及び第2号に規定する場合のほか、委員が当該審議において公正を妨げるおそれのある者であるとき。

2 委員が当該審議に加わることができるか否かは対策委員会が決定するところによる。

3 学長は、当該審議に加わることができない委員が発生した場合は、第2条に規定する手続により、委員を補充しなければならない。

4 前項により補充した委員の任期は、当該案件の審議期間とする。

(委員等の周知)

第4条 学長は、委員長及び委員の所属及び氏名を学内に周知する。

(運営)

第5条 委員長は、規程第11条第2項及び第3項に掲げる事項があるときは、対策委員会を招集し、その議長となる。

(初期対応小委員会)

第6条 対策委員会内に、初期対応小委員会（以下「小委員会」という。）を置く。

第7条 小委員会の委員は、次の者となる。

- (1) 対策委員会委員長
- (2) 対策委員会委員長が任命する委員1名

(相談者からの相談に対する対応)

第8条 小委員会は、規程第8条第2項に規定する相談窓口からの報告書を受けとったときは、対策委員会に報告する。

2 前項の規定にかかわらず、小委員会は、相談窓口からの報告内容が学部長、事務局長、カウンセリング・センター所長、各部課室の長その他本学の部局の長が取り扱うべき事項と判断するときは、当該案件をその者に回付するものとする。

3 対策委員会は、第1項の報告内容を検討した結果、前項に規定する者が取り扱うべき事項と判断するときは、当該案件を回付するものとする。

4 前項の回付がなされなかった案件について、その相談者が、自らがハラスメントの被害を受けたと主張している者（以下「事件本人」という。）であったときは、規程第8条第1項に規定する相談があった時に規程第9条第1項に規定する申立てがあったものとみなし、相談者を申立者とみなす。この場合において、相談窓口からの報告書は規程第9条第2項に規定する書面とみなす。ただし、希望する救済措置の内容については、別途申立者とみなされる相談者に聴取しなければならない。

5 第3項の回付がなされなかった案件について、その相談者が事件本人以外の者であったときは、

対策委員会は、相談者及び事件本人から事情を聴取するものとする。

6 対策委員会は、前項に定める事情聴取の結果に基づき、第3項に定める回付、又は相談を申立てとみなす取扱いをするものとする。

7 前項に定める相談を申立てとみなす取扱いをするときは、第4項の規定を準用する。

(ハラスメントについての救済の申立てがなされた場合の措置)

第9条 小委員会は、規程第9条第1項の規定に基づき申立者から相談窓口を通じて、当該ハラスメントについての救済の申立てを受けたときには、対策委員会に報告する。

2 対策委員会は、前項の報告を受けたときは、速やかに当該申立者及び被申立者から、事情を聴くものとする。

3 対策委員会は、前項の規定により事情を聴いた結果、調査が必要と判断したときは、ハラスメント案件に関わる調査分科会にその事実関係の調査を依頼することができる。

4 対策委員会は、前項の規定により事実確認の調査を調査分科会に依頼したときは、その調査結果を尊重しなければならない。

5 対策委員会は、申立てられた案件がハラスメントにあたるか否かの認定を行うものとする。

6 対策委員会は、前項の認定を行った結果、ハラスメントにあたりと判断したときは、申立者の救済措置の立案及び実施、被申立者への改善指導及び実施、被申立者に対する処分等の原案の作成その他学長への答申書の作成を行う。

7 対策委員会は、第5項の認定を行った結果、ハラスメントにあたりと判断しなかった場合であっても、その旨の学長への答申書の作成を行う。

8 委員長は、審議が終了した場合には、第6項又は前項によって作成した答申書を学長に提出するものとする。

(相談受付の確認)

第10条 対策委員会は、年度末において当該年度に相談窓口が受け付けたすべての案件について、確認をするものとする。

(事務)

第11条 対策委員会の事務は、総務部人事課において行う。

(改廃)

第12条 この細則の改廃は、部局長会の審議を経て学長が行う。

附 則 (2024年細則第7号)

この細則は、2024年4月1日から施行する。